

(訟ろ－１０)

平成２６年１０月２２日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 福 田 千恵子

最高裁判所事務総局行政局第一課長 品 田 幸 男

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、福島第一、第二原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する原子力損害賠償請求事件（以下「原発損害賠償訴訟」という。）については、平成２４年３月１６日付け民事局第一課長書簡により報告いただいているところですが、この度、別紙のとおり見直すこととしました。

また、原子力発電所施設の設置・稼働等に関する民事訴訟事件及び行政事件並びに原発事故にかかる国家賠償請求訴訟事件について、各庁に事件の進行状況、終局事由等の報告をお願いすることとしました。

ついでには、別紙の要領に従い報告いただきますようお願いいたします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

敬 具

(別紙)

1 目的

原子力発電所（以下「原発」という。）関連事件の事件動向を把握して、報道対応等に備えるとともに、司法行政上の支援を検討する上で有益な情報を得る。

2 報告対象庁

高等裁判所，地方裁判所及び簡易裁判所

3 報告対象事件

- (1) 原発損害賠償訴訟のうち，東京電力株式会社を被告とする民事訴訟事件
- (2) 原発施設の設置・稼働等に関する民事訴訟事件及び行政事件（行政訴訟事件並びに行政雑事件のうち，執行停止，仮の義務付け及び仮の差止めの各申立て事件）

（例）原発施設の建設等差止め，稼働停止，再稼働禁止請求

原発施設の稼働停止までの慰謝料請求

原発施設の敷地に関する請求，建設等妨害排除請求

原発施設の設置・稼働等に関する行政処分の取消，無効確認請求

- (3) 原発事故にかかる国家賠償請求訴訟事件（国を被告とする事件に限る。）

4 報告事項

- (1) 新受事件，係属事件及び終局事件について

ア 3の(1)の事件について別紙様式1記載の事項

イ 3の(2)の事件について別紙様式2記載の事項

ウ 3の(3)の事件について別紙様式3記載の事項

- (2) 3の(2)の事件のうち，原発施設の設置・稼働等に関する民事訴訟事件の新受事件について（なお，行政事件に関するものは平成26年3月25日付け行政局第一課長書簡（以下「行政局第一課長書簡」という。）に基づく報告によることになるので，本書簡に基づく報告としては不要である。）

訴状又は控訴状の写し

- (3) 3の(1)ないし(3)の事件のうち、判決又は決定により終局した事件（ただし、行政局第一課長書簡記第1の3及び同第2の3に基づいて終局報告をしたものを除く。）について

裁判書データ

5 報告時期、報告方法等

(1) 4の(1)について

ア 報告期限

以下のとおり、3か月ごとの定期報告（いずれも休日の場合には翌開庁日）とする。ただし、3の(1)の事件及び3の(2)の事件のうち原発施設の設置・稼働等に関する民事訴訟事件について、新件を受理した場合及び判決言渡期日を指定した場合並びに3の(2)の事件について、第一回口頭弁論期日を指定した場合には、定期報告にかかわらず、別途、別紙様式1又は2を用いて、当該事件に限り、1か月分を翌月20日までに報告（以下「個別報告」という。）する。

なお、個別報告が定期報告と重なる場合は、個別報告の必要はない。

- (ア) 3月末日現在分を4月20日まで
- (イ) 6月末日現在分を7月20日まで
- (ウ) 9月末日現在分を10月20日まで
- (エ) 12月末日現在分を翌年1月20日まで

イ 報告方法

各別紙様式のエクセルファイルに入力し、地方裁判所にあつては自庁並びに管内の支部及び簡易裁判所の報告を取りまとめた上で高等裁判所に送付し、高等裁判所にあつては自庁並びに管内の支部及び地方裁判所の報告を取りまとめた上で民事局第二課民事訴訟係（メーリングリスト：
[REDACTED]）及び行政局第一課事件係長あてにメールで送信する。

なお、別紙様式 1 の具体的な入力方法等は、別添「原子力損害賠償訴訟に関する報告様式（別紙様式 1）の記載について」を参照されたい。

(2) 4 の(2)について

受理した裁判所から当月分の新受事件の訴状又は控訴状の写しをまとめて翌月 20 日（7 月に受理したものについては、9 月 5 日）までに、民事局第二課民事訴訟係あてに直接送付する。

(3) 4 の(3)について

上訴の有無にかかわらず、判決又は決定をした裁判所から、速やかに、(1)のイ記載の送信先に直接メールで送信する。

6 留意事項

(1) 3 の(1)の事件について、3 の(3)の事件が併合提起されている場合は、別紙様式 1 及び同 3 の双方に記載して報告する。

(2) 3 の(2)の事件について、3 の(3)の事件が併合提起されている場合は、別紙様式 2 及び同 3 の双方に記載して報告する。

原子力損害賠償訴訟に関する報告様式（別紙様式1）の記載について

1 整理番号について

報告を取りまとめる部署において、庁名及び当該庁ごとの通し番号を整理番号として付す。

各整理番号は、当該事件に固有の番号として使用するもので、新たに事件を受理した際には、新たな整理番号を付し、二重の報告や報告漏れがないように留意する（例えば、3月分までに受理した事件がなく、4月分に3件の事件を受理した場合、〇〇地1、〇〇地2、〇〇地3と付し、5月分に2件の事件を受理した場合、〇〇地4、〇〇地5と付す。）。

（記載例） 〇〇地1

〇〇地△△支3

〇〇簡4

2 単独事件について

単独事件を合議事件に割り替えた場合、割り替えた旨の報告は不要であり、以後、定期報告の際に合議事件として報告する。

なお、単独事件については、別紙様式1の※1記載のとおり報告する。

3 事業者・自然人について

本報告における「事業者」とは、法人及び個人事業者をいい、個人事業者とは、同種の行為を反復・継続して行い、その事業で収入を得ているものをいう。

また、事業者以外の者を自然人とする。

4 対象区域について

(1) 対象区域とは

「事件類型」欄にある「対象区域」とは、これまでに政府又は地方公共団体が避難指示等の指示を出した区域をいい、具体的には、「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（原子力損害賠償紛争審査会）６頁以下で定める次の対象区域をいう。

- ・ 避難区域（警戒区域）
- ・ 屋内退避区域
- ・ 計画的避難区域
- ・ 緊急時避難準備区域
- ・ 特定避難勧奨地点
- ・ 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

なお、今後、政府等による区域の範囲や名称の変更があった場合には、変更後の区域も対象区域とする。

また、避難指示等の解除により、途中から対象区域ではなくなった区域についても、本報告との関係においては、引き続き対象区域であると扱う。

(2) 対象区域か否かの判断について

ア 自然人

福島第一，第二原子力発電所事故発生時から訴え提起までの間に、原告の住居所（以下「原告住所等」という。）が上記(1)のいずれかの区域内にあるか否かで判断する。

イ 事業者（個人事業者を含む。）

福島第一，第二原子力発電所事故発生時から訴え提起までの間に、原告が損害を被ったと主張している事業を営んでいる地（生産等を行っている地。以下「事業地等」という。）が上記(1)のいずれかの区域内にあるか否かで判断する。

なお、個人事業者が事業としての損害を請求していない場合は、自然人として扱う。

5 対象区域か否かの選択について

- (1) 訴状等の記載から、原告住所等又は事業地等が対象区域内であるか否かが明らかである場合には、その記載に従って選択する。
- (2) 訴状等の記載から、原告住所等又は事業地等が対象区域内であるか否かが明らかではない場合

ア 原告住所等又は事業地等がウの市町村一覧記載の市町村である場合には、「対象区域内自然人（又は事業者）型」を選択する。

イ 原告住所等又は事業地等がウの市町村一覧に記載のない市町村である場合には、「対象区域外自然人（又は事業者）型」を選択する。

ウ 市町村一覧

- ・ 福島県伊達郡川俣町
- ・ 福島県田村市
- ・ 福島県南相馬市
- ・ 福島県双葉郡広野町
- ・ 福島県双葉郡檜葉町
- ・ 福島県双葉郡富岡町
- ・ 福島県双葉郡川内村
- ・ 福島県双葉郡大熊町
- ・ 福島県双葉郡双葉町
- ・ 福島県双葉郡浪江町
- ・ 福島県双葉郡葛尾村
- ・ 福島県相馬郡飯舘村

- (3) 上記(1)及び(2)を検討した結果、いずれを選択すればよいか分からないものは、「分類C（その他の事件）」を選択する。例えば、業種や事業地が複数あり、対象区域内・外いずれにも当てはまる場合や、請求内容自体が判然とせず、い

ずれに分類してよいか分からない場合などが考えられる。

- (4) 選択に当たっては、訴状等の記載から分かる範囲で判断すれば足り、原告への聴取等の調査は要しない。

6 留意事項

- (1) 既に係属している事件について、今後、新件受理及び第一回口頭弁論期日指定の報告の必要がないものは、別紙様式1によらず平成24年3月16日付け民事局第一課長書簡の別紙様式により報告しても差し支えない。

- (2) 入力方法について

ア マクロを有効にして入力する。

イ 報告すべき事件が多数にわたる場合は、適宜データにまとめて報告することが望ましい。なお、入力欄のチェックボックスを含めてコピー、貼り付け等を行う場合には、デザインモードをオンにし、文字等の入力作業はデザインモードをオフにした上で行う。デザインモードについては次のとおり。

- ・ リボンの「開発」タブの中にあるデザインモードのアイコン () をクリックし、アイコンの背景がオレンジ () になればオンの状態であり、再度クリックして、背景が元に戻るとオフの状態である。
- ・ リボンに「開発」タブがない場合は、エクセルの左上のOfficeボタン () をクリックし、「Excelのオプション」をクリックし、基本設定の「「開発」タブをリボンに表示する」のチェックを入れてから「OK」をクリックする。

【入力フォーム】

〇〇地3	☒ 合 議 ☐ 単 独	H23.10	☒ 分類A（自然人を原告とする事件） ☐ A-1（対象区域内自然人型） ☒ A-2（対象区域外自然人型） ☐ 分類B（事業者を原告とする事件） ☐ B-1（対象区域内事業者型） （業種 業） ☐ B-2（対象区域外事業者型） （業種 業） ☐ 分類C（その他の事件）	☐ 新件受理 ☒ 第1回口頭弁論期日指定 （指定期日：平成26年10月1日） ☐ 争点整理中 ☐ 次回入証調べ予定 ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決官渡し予定 （指定期日：平成 年 月 日） ☐ その他	☐ 判 決 ☐ 和 解 ☐ 取 下 ☐ その他 （終局月： 平成 年 月）
------	---	--------	--	--	--

原発施設の設置・稼働等に関する民事訴訟事件及び行政事件(訴訟、執行停止・仮の義務付け・仮の差止め)(平成 年 月報告)

裁判所名	事件番号	受理月	原発施設名	事件概要	併合関係	事件の進行状況等	終局月	終局事由
				☐ 施設建設等差止 ☐ 再稼働禁止 ☐ 運転差止 ☐ 行政処分取消・無効確認 ☐ 行政雑 ☐ その他		☐ 新件受理 ☐ 第1回口頭弁論期日 (平成 年 月 日) ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他
				☐ 施設建設等差止 ☐ 再稼働禁止 ☐ 運転差止 ☐ 行政処分取消・無効確認 ☐ 行政雑 ☐ その他		☐ 新件受理 ☐ 第1回口頭弁論期日 (平成 年 月 日) ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他
				☐ 施設建設等差止 ☐ 再稼働禁止 ☐ 運転差止 ☐ 行政処分取消・無効確認 ☐ 行政雑 ☐ その他		☐ 新件受理 ☐ 第1回口頭弁論期日 (平成 年 月 日) ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他

※ 終局月及び終局事由は、前回報告基準日後に終局した事件について報告する。

(記載例)

●●地裁	25(フ)●●	H25.●	●●原発▲号機及び ▲号機	☒ 施設建設等差止 ☒ 再稼働禁止 ☐ 運転差止 ☐ 行政処分取消・無効確認 ☐ 行政雑 ☒ その他	25(フ)●●を併合 26(フ)●●を併合	☐ 新件受理 ☐ 第1回口頭弁論期日 (平成 年 月 日) ☒ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他
●●地裁	26(行ウ)●●	H26.●	●●原発▲号機	☐ 施設建設等差止 ☐ 再稼働禁止 ☐ 運転差止 ☒ 行政処分取消・無効確認 ☐ 行政雑 ☐ その他		☒ 新件受理 ☐ 第1回口頭弁論期日 (平成 年 月 日) ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他
●●高裁	26(ネ)●●	H26.●	●●原発▲号機	☐ 施設建設等差止 ☐ 再稼働禁止 ☒ 運転差止 ☐ 行政処分取消・無効確認 ☐ 行政雑 ☐ その他		☐ 新件受理 ☐ 第1回口頭弁論期日 (平成 年 月 日) ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (平成 年 月 日) ☐ その他	H26.●	☒ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他

(別紙様式3)

原発事故に基づく国家賠償請求訴訟事件(平成 年 月報告)

裁判所名	事件番号	受理月	併合関係	事件の進行状況等	終局月	終局事由
				☐ 新件受理 ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (指定期日:平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他

※ 終局月及び終局事由は、前回報告基準日後に終局した事件について報告する。

(記載例)

裁判所名	事件番号	受理月	併合関係	事件の進行状況等	終局月	終局事由
●●地裁	26(ワ)●●	H26. 10	25(ワ)●●に併合	☒ 新件受理 ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (指定期日:平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他
●●地裁	25(ワ)●●	H25. 9		☐ 新件受理 ☐ 争点整理中 ☒ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (指定期日:平成 年 月 日) ☐ その他		☐ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他
●●地裁 ●●支部	25(ワ)●●	H25. 10		☐ 新件受理 ☐ 争点整理中 ☐ 次回人証調べ ☐ 和解協議中 ☐ 次回判決言渡し (指定期日:平成 年 月 日) ☐ その他	H26. 10	☒ 判決 ☐ 和解 ☐ 取下 ☐ その他